破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３８４号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目７番９号　アパートラフィーヌ517号
債務者　北山　　学
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３８６号
大阪市淀川区十三東３丁目27番18号　樋口方
債務者　伊丹　正義
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３８９号
大阪市東住吉区桑津４丁目13番25号
債務者　新垣初子こと　宋　　初子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４８１号
大阪市西淀川区柏里１丁目２番６号
債務者　中村　嘉孝
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４８３号
大阪市東淀川区東淡路２丁目４番３―610号
債務者　髙橋ヒロミ（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４９３号
大阪府枚方市釈尊寺町25番24―308号
債務者　西川　照夫
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４９８号
大阪市生野区巽東４丁目４番14号　ドミール泉信401号
債務者　玉野文野こと矢川文野こと　朴　　文野
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５号
岡山県都窪郡早島町早島4227番地２　雇用促進住宅１―406
債務者　玉木　聡彦
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
盛岡市松園２丁目36番９号
債務者　勝又　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２１号
盛岡市大新町11番１号
債務者　舘澤　恭子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２６号
盛岡市安倍館町６番12号
債務者　前﨑　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６６号
宮城県多賀城市大代１丁目８番９―３号　グリーンパークⅢ101号
債務者　岩本　有子（旧姓片田）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
仙台市太白区中田４丁目11番45号　シティハイム中田205
債務者　佐藤美香子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
仙台市若林区蒲町22番30号　サンシャイン蒲町203
債務者　土倉太貴子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
仙台市若林区土樋１番地　ライオンズマンション石名坂601
債務者　大原かおり
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
仙台市青葉区国見１丁目12番14号　第２光洋荘105
債務者　佐藤清一郎
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
仙台市若林区沖野２丁目29番３号　レジデンス愛203
債務者　山田　一吉
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係